

基金

水産業体質強化総合対策事業基金 (漁業構造改革総合対策事業)

平成30年11月15日
水産庁

漁業構造改革総合対策事業の概要

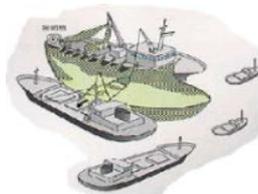
背景・必要性

- 漁船は漁業の中核的な生産設備であり、我が国の水産物の安定供給や加工・流通を含む地域経済にとって重要な漁業生産に不可欠。
- 漁船の高船齢化（約6割が船齢20年以上）の進行により生産性・効率性が低下。持続可能な収益性の高い操業体制への転換が必要。

実績・成果

これまでに165件の改革計画を認定し、155件の収益性向上の実証の取組を実施（平成30年10月末現在）。

大中型まき網漁業において、機能集約型の高性能漁船の導入により船団縮小を図り、漁獲量抑制による資源管理の推進と操業コスト削減によって、収益性の高い操業体制を両立



5隻体制操業



3隻体制操業

遠洋まぐろはえ縄漁業において、省エネ型の高性能漁船の導入により燃油使用量の削減を図り、操業コスト削減によって、収益性の高い操業体制を確立



省エネ型漁船

漁業構造改革総合対策事業の仕組み

平成26年度に事業の仕組みを見直し、取崩型基金から回転型基金に変更

旧方式（平成27年2月までの改革計画に基づく事業）

全て
基金事業

実証経費全額を基金から支出後、水揚金で返還できない部分の一定割合(9/10、2/3、1/2以内)を基金から助成する方式

基金から
助成

用船料
減価償却費
人件費
漁具等償却費

など

燃油費
餌代
氷代
魚箱代
販売費
事業管理費 など

<支援>

<自己負担分>

水揚金で賄えない部分の1/2等を支援

水揚金

基金に
返還

新方式（平成27年2月以降の改革計画に基づく事業）

基金事業
+
補助事業

運航経費は基金から支出し、事業期間終了後に全額を基金に返還し、用船経費は一定額(用船料等相当額の1/3、1/2、2/3、1/5以内)を補助する方式

用船料等相当額の1/3等を補助

<補助>

<支援>

<用船料等相当額>

<自己負担分>

返還は不要

<運航経費>
人件費、燃油費、餌代、氷代、魚箱代、その他の資材費、販売費、その他経費

水揚金

基金に
返還

水産業体質強化総合対策事業基金における支出見込みと実績

支出実績(平成27年度～平成29年度)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度見込み
支出見込み	(件数)	53件	122件	132件	103件
	(金額)	20,626百万円	15,034百万円	25,704百万円	12,006百万円
支出実績	(件数)	69件	136件	129件	
	(金額)	31,481百万円	26,853百万円	15,996百万円	
見込みと実績の差	(件数)	+16件	+14件	-3件	
	(金額)	+10,855百万円	+11,819百万円	-9,708百万円	

平成29年度における見込みと実績の差

- ・平成29年度の支出見込み(25,704百万円)に比べ、支出実績(15,996百万円)が下回った理由は、実証事業に使用する改革型漁船の建造が遅れ、一部で平成29年度中に実証事業を開始できなかったこと等による。

見込み算出の考え方

- ・「既に認定された改革計画に基づく実証事業の見込み」及び「今後認定が想定される改革計画に基づく実証事業の見込み」を基に基金事業の支出見込み件数及び金額を算出している。
- ・今後認定が想定される改革計画については、事業主体を通じて把握した具体的な需要(要望)を基にしている。

水産業体質強化総合対策事業基金の保有規模

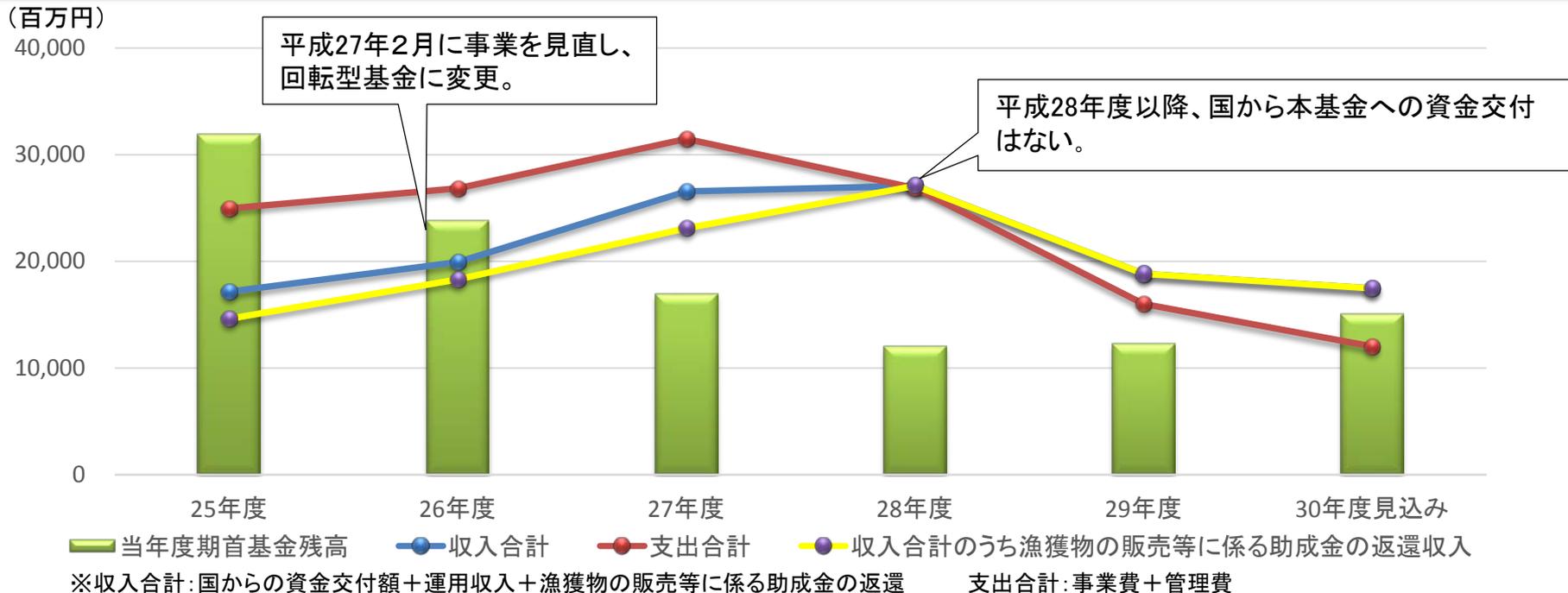
基金保有規模の妥当性

- 事業費の支出から基金への最終返還までに時間(養殖業等一部の事業では、事業開始から生産物を販売するまでに約2年の期間)を要することから、事業期間中の経費の支払に支障を来さないよう、一定の規模の基金により十分なキャッシュフローを用意しておく必要。
- 平成28年度以降当該基金への国からの資金交付がないこと、及び事業の実施状況が年により変動があることを踏まえ、執行実績や具体的な需要等を基に、更に精度の高い事業見込みを算定し、基金の保有規模の過不足ない水準を精査。

本基金の必要性

- これまで、当該基金を活用し、水産基本計画に基づき、改革型漁船の導入等の実証を通じて漁業の構造改革を進めてきたところ。
- 今後、水産政策の改革の方向性に即して新たに漁業の成長産業化を進めるため、良好な労働環境の下で最新機器を駆使した若者に魅力ある漁船を建造し、効率的で生産性の高い操業に転換するための事業の一層の充実を図ることとしており、当該基金の需要は更に高まる見込み。

水産業体質強化総合対策事業基金の推移



- これまでの実績として、返還収入は支出から1年程度遅れて推移。
- 個々の事業計画では、漁獲物の販売等に係る助成金の返還を事業開始から約1年後、一部は約2年後に実施。
- 平成28年度以降は、国からの本基金への資金交付がなくなり、基金の収入は漁獲物の販売等に係る助成金の返還分のみとなったことから、資金需要に対し基金残高が減少。